

コーシャハイム田端テラス共用部における

再生可能エネルギー由来の電力供給業務委託（単価契約）

実施要領

1 件名

コーシャハイム田端テラス共用部における再生可能エネルギー由来の電力供給業務委託（単価契約）

2 目的

東京都住宅供給公社（以下「当社」という。）は、2021年8月に策定した「J K K東京アクションプラン 2021年度版」において、カーボンニュートラルの実現に貢献するため、CO₂実質排出ゼロを目指し、事業活動を通じた一層の環境負荷軽減を目標に掲げています。

従来は東京電力エナジーパートナー株式会社（以下「基準小売電気事業者」という。）から電力供給を受けていましたが、公募により新たな小売電気事業者へ切り替え、当社が管理する公社賃貸住宅であるコーシャハイム田端テラス（北区）の共用部に令和4年9月から再生可能エネルギー由来の電力を導入しています。

今般、当該電力供給業務委託契約が令和7年9月に契約満了となることから、上記目標の達成を継続的に推進するため、当該電力の供給を行う事業者を募集します。

3 実施方法

公募型総合評価方式

4 実施概要

別紙「仕様書」に記載。

5 予定価格

・単価（消費税及び地方消費税を除く）

（1）従量電灯C 24kVA

基本料金（1kVAあたり）		283 円 40 銭
従量料金	120 kWh まで	27 円 09 銭
	120 kWh を超え 300 kWh まで	33 円 09 銭
	300 kWh 超過	36 円 80 銭

(2) 低圧電灯 10kW

基本料金 (1kWあたり)		998 円 22 銭
従量料金 (1kWHあたり)	7月～9月 (夏季)	24 円 67 銭
	10月～翌6月 (その他季)	23 円 24 銭

・参考値 (供給期間における想定額)

金3, 186, 051円 (消費税及び地方消費税を含む契約期間における合計金額)

金2, 896, 410円 (消費税及び地方消費税を除く契約期間における合計金額)

[内訳]

令和7 (2025) 年度 569, 985円 (従量404, 435円+低圧165, 550円)

令和8 (2026) 年度 965, 470円 (従量678, 154円+低圧287, 316円)

令和9 (2027) 年度 965, 470円 (従量678, 154円+低圧287, 316円)

令和10 (2028) 年度 395, 485円 (従量273, 719円+低圧121, 766円)

6 参加事業者の条件、資格等

次に掲げるすべての要件を満たしていただく必要があります。

- (1) 電気事業法 (昭和三十九年法律第百七十号) 第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者であることが、登録小売電気事業者一覧 (経済産業省資源エネルギー庁HP) で確認できること。

(https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/retailers_list/)

- (2) 供給物の対価の算定にあたって、供給地点特定番号毎に対価を算定し、当社に請求できること。併せて、対価の算出根拠となる明細を提示できること。
- (3) 東京都内に所在する本支店等の事業所であり、履歴事項全部証明書によりその事実が確認できること。併せて、同事業所が再生可能エネルギー由来の電力供給業務を行っていること (会社パンフレット等)。
- (4) 過去5年以内 (令和2年6月から令和7年5月までの間) に、公的住宅 (各都道府県・区市町村の公営住宅、各都道府県・政令市の住宅供給公社の住宅、UR都市機構の住宅等)、民間の集合住宅、民間の施設、官公庁施設において、再生可能エネルギー由来の電力供給業務の受託実績を有する法人であること。
- (5) 東京都住宅供給公社暴力団等排除措置要綱 (当社ホームページ参照) に定める「排除措置対象者」に該当する法人でないこと。
- (6) 破産手続開始申立、民事再生手続開始申立、会社更生手続開始申立又は特別精算開始申立がなされている法人でないこと。
- (7) 業務を総合的に把握・調整し、かつ、業務担当者の指導・監督ができる

者を業務責任者として定め、当社に届け出ることができること。

- (8) 供給にあたり、事故、契約内容の相談、業務の履行状況及び供給対価の確認等の対応を行う問合せ窓口を設置し、それらについて、遅滞なく対応が可能なこと。

7 審査基準

参加事業者から提出を受けた見積書等に基づき、以下の項目について審査し、価格点及び業務実績等に関する評価点をそれぞれ算定のうえ、価格点及び評価点の合計（以下「合計点」という。）が最も高い者を受託者として決定します（書類審査で失格・無効となった者を除く。）。

（評価項目・配点）

評価項目		配点
見積価格	見積価格の妥当性	50
業務実績等	同種業務の実績、配置予定業務責任者の同種業務の実績及び従事年数	40
企業の信頼性・社会性	財務状況、業務品質、雇用・就業環境配慮、個人情報保護対策など	10

8 スケジュール（予定）

- (1) 公表期間

令和7年6月23日(月)から同年7月4日(金)まで

- (2) 参加申込期限

令和7年7月4日(金)16時まで

- (3) 指名通知

令和7年7月14日(月)

※指名通知書（様式第2号（11条関係））を郵送することで、指名の通知とさせていただきます。

※指名後に参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式第4号（14条関係））をご提出ください。

- (4) 実施要領・仕様書等に係る質問（「12 質問及びその回答」参照）

令和7年7月18日(金)15時まで

- (5) 質問事項に対する回答

令和7年7月23日(水)

- (6) 見積書等の提出期限

令和7年7月30日(水)14時まで

- (7) 結果通知

令和7年8月6日(水)

※ご担当者さまにご連絡の上、指名結果通知書（様式第5号（第16条関係））を郵送いたします。

(8) 契約締結予定日

令和7年8月7日(木)

9 提出書類に関する事項

(1) 提出方法

ア 提出先

東京都住宅供給公社 本社4階 総務部 契約課

※事前にご連絡のうえ、提出資料をお持ちください。

イ 提出物の体裁

(2)に掲げる提出書類を番号順(①～)にファイリングしたものを1部ご用意ください。ただし、見積書は封緘し、その他の書類と別にしてご提出ください。

(2) 提出書類

※書類への押印は、⑥の実印(⑦、⑧を提出している場合は登録印)をご使用ください。

【参加申込時に必要な書類】

① 参加申込書〔様式1〕

② 再生可能エネルギー由来の電力供給業務に関する事業概要及び委託者に届出する本支店等の事業所が同業務を行っていること分かる書類(会社パンフレット等)

③ 再生可能エネルギー由来の電力供給業務に関し、事故、契約内容の相談、業務の履行状況及び供給対価の確認等に係る委託者からの問合せに対応する問合せ窓口の分かる書類

※当該窓口での問合せの受付方法は電話、メール及び自社のHPによるものとし、窓口を複数設置する場合は、すべて記載してください。提出する書類の書式は問いません。

④ 業務実績概要書〔様式2〕

※過去5年以内(令和2年6月から令和7年5月までの間)の公的住宅(各都道府県・区市町村の公営住宅、各都道府県・政令市の住宅供給公社の住宅、UR都市機構の住宅等)、民間の集合住宅、民間の施設、官公庁施設における再生可能エネルギー由来の電力供給に関する業務の受託実績を、それぞれ最大5件まで記載してください。

なお、実績については、契約単位ではなく物件単位で記すこととし、例えば、1契約で3物件の電力供給契約を受託している場合、3件とみなします。ただし、同一契約中、同一住宅内の複数箇所に供給した場合は、1件とみなします。また、同期間において、再生可能エネルギー由来の電力供給を行っているもののみを対象とします。

※上記契約案件について、契約書の表紙（記名押印あり）及び委託内容の記載がある部分の写しを添付してください。

なお、契約金額など開示できない事項がある場合、該当箇所を判読できないように塗りつぶした上で提出いただくことができます。

⑤ 発行後三か月以内の履歴事項全部証明書

※ 東京都内に所在する本支店等の事業所として記載されているもの。

⑥ 発行後三か月以内の印鑑登録証明書

⑦ 委任状< B >（※契約締結手続き、支払請求及び受領等に関する権限を代表者ではなく支店長などの代理人に委任する場合のみ）

⑧ 使用印鑑届（※代表者が実印以外の印鑑を使用して契約締結手続き、支払請求及び受領等に関する手続きを行う場合のみ）

⑨ 暴力団等反社会的勢力ではないこと等に関する表明・確約書〔様式 3〕

⑩ 配置予定業務責任者の雇用確認書類（写し）

健康保険被保険者証、雇用保険被保険者証等（いずれも会社名が記載されているもの）

※業務責任者は、参加申込以前三か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。

※必ず被保険者等記号及び番号等をマスキングしたうえで、ご提出ください。

※会社名が記載されていない確認書類の場合（健康保険組合等）、上記以外にも確認書類が必要となりますので、お問合せください。

※上記⑦及び⑧は当社ホームページよりダウンロードしてください。

【見積書等提出時に必要な書類】

※①～④は、必須でご提出いただく書類です。⑤～⑨は、該当する場合のみご提出ください。

① 見積書〔様式 公管 1〕

別紙の予定使用電力表〔様式 公管 3〕を参照し、供給開始から供給終了までの供給物の対価について、総額の見積りを作成してください。また、対価の算定に係る基本料金及び従量料金の供給単価（小数点以下第二位までの表記とし、それに満たないものは切り捨てる。）を提示してください。

※見積金額には燃料費調整額及び再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は含みません。

※見積金額は消費税及び地方消費税を除いた金額を記載してください。

※見積書の作成にあたっては、年度ごとの見積金額の分かる内訳書〔様式 公管 2〕及びその算定について客観的な事実を基に提示及び説

明ができる書面（対価の算定に係る根拠資料作成例〔様式 公管 4〕を参照ください。）を添付のうえ封緘し、他の書類とは別にして提出してください。

※上記 6 に定める審査基準により受託者を決定し、当該受託者が見積書において提示した基本料金及び従量料金の供給単価に基づき、単価契約を締結します。

② 配置予定業務責任者の経歴書〔様式 6〕

※過去 5 年以内（令和 2 年 6 月から令和 7 年 5 月までの間）の、公的住宅（各都道府県・区市町村の公営住宅、各都道府県・政令市の住宅供給公社の住宅、UR 都市機構の住宅等）、民間の集合住宅、民間の施設、官公庁施設における電力供給業務の業務責任者としての実績を、それぞれ最大 5 件まで記載してください（実績は、契約単位ではなく物件単位とします。例えば、1 契約で 3 物件を受託している場合は、3 件とみなします。）。

※同種の受託案件における業務責任者としての従事年数を記載してください。

③ 納税証明書

※当社と契約する事業所所在地の税務署が発行する、以下ア・イ・ウの証明書を提出してください。

ア 法人事業税の納税証明書

税目：法人事業税・特別税、取得場所：各都道府県税事務所

イ 法人住民税の納税証明書

税目：法人（道府県）民税、取得場所：各都道府県税事務所

ウ 消費税及び地方消費税の納税証明書（その 1）

税目：消費税及び地方消費税、取得場所：各税務署

④ 直近事業年度の貸借対照表及び損益計算書（提出できない場合は有価証券報告書）※社名が確認できること。

⑤ ISO9001（品質マネジメントシステム）認証の認定書の写し（※取得している場合のみ）

⑥ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 43 条第 7 項に基づく最新の「障害者雇用状況報告書」（従業員 50 名未満の事業者は、障害のある従業員（見積書等の提出時に雇用されている者）に係る直近 1 年分の賃金台帳及び障害者手帳の写し）（※法定雇用率を満たす雇用の実績がある場合のみ）（1 部）

⑦ 女性活躍推進法に基づく認定の認定書の写し（※取得している場合のみ）

⑧ 環境配慮（ISO14001（環境）認証、エコアクション 21 認証、KE S 認証、エコステージ認証又はとうきょう森づくり貢献認証のいずれか）に係る認定書の写し（※取得している場合のみ）

⑨ プライバシーマーク又は ISO27001（情報セキュリティ）認証のい

ずれかの認定書の写し（※取得している場合のみ）

10 見積書等の取扱い等

- （１）参加申込みに要する経費は、全て事業者負担していただきます。
- （２）当社に提出した見積書等の返却を請求することはできません。
- （３）本実施要領に記載している条件を満たしていない場合、見積書等に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合及び虚偽の内容が記載されている場合、当該契約は無効とします。また、当社において審査の結果、参加不適当と認められる場合は失格とします。

11 契約の締結

- （１）受託者の決定後、速やかに契約を締結していただきます。
- （２）契約書は、当社の契約約款（（10）単価契約）（公社ホームページ入札・契約情報－契約制度関係－契約約款を参照のこと。）を用いることとします。
なお、本件の事業方式に基づき、当社が別に定める規定については、別紙「特記事項（契約条項の読替え）」のとおり読み替えるものとします。

12 受託者決定の取消

次の場合、当社は受託者としての決定を取り消すことができるものとします。

- （１）受託者の決定から契約締結までの間に、受託者について本業務の履行が確実でないと当社が判断したとき。
- （２）受託者が著しく社会的信用を失墜する等により、受託者としてふさわしくないと当社が判断したとき。
- （３）受託者が「５ 参加事業者の条件、資格等」に適合しなくなったとき。

13 質問及びその回答

- （１）本実施要領及び仕様書について質問がある場合は、指定日の15時までに電子メールで送信の上、担当者に確認してください。
- （２）当社は、質問事項に対する回答について、原則として全ての参加事業者に対して行います。ただし、質問に対する回答が、本実施要領、仕様書等に記載している内容である場合は、質問者に対してのみ回答します。

（電子メール送信先） kousya-kanri@to-kousya.or.jp

（電子メール送信の確認先） 公社住宅事業部 公社管理課 公社管理係
担当：今岡 電話：03(3409)2261（代表）

※ 参加申込み及び書類提出に関する問合せ・連絡
総務部 契約課 契約係 電話：03(3409)2261（代表）